

企業主導型保育事業における共同利用に関する契約書

運営法人 (甲): 株式会社クライスト・アドヴァン

共同利用契約法人(乙):

上記の運営法人(甲)、共同利用契約法人(乙)にて、企業主導型保育事業の共同利用に関し、次の通り契約を締結する。

第1条(企業主導型保育事業の目的)

本契約は甲の設置、運営する保育事業所を福利厚生の一環として共同利用することにより、乙の従業員の仕事と子育ての両立を支援し、甲および乙の事業の発展に資することを目的とする。

共同利用を実施する施設は、下記の企業主導型保育施設とする。

- ・もみのき保育園南郷園(札幌市白石区南郷通8丁目1番8号 フォーレストヴィレッジ南郷1F)
- ・もみのき保育園白石園(札幌市白石区東札幌2条6丁目9-13 ルーブル富士1F)

第2条(契約期間及び解除)

契約期間は、締結日を契約開始日とし1年毎の自動更新とする。(利用者は乙につとめる職員が、甲の保育事業を利用する期間とする)甲または乙のどちらか一方が契約の更新を望まない時は、契約を終了させるものとする。

第3条(共同利用契約数、利用料(共同利用契約法人負担月額)、利用者との契約)

本契約書に基づく共同利用契約数は1名以上定員の範囲内とし、甲は乙に対し共同利用契約法人負担月額は無料とし徴収しないものとする。但し、保育を利用する保護者に対しては、利用者負担月額、その他費用は運営規定・利用契約書・重要事項説明書で別途定めた利用料金を徴収するものとする。乙の従業員が利用を希望する場合は第1条に定める甲の各施設との直接契約にて保育の利用を可能とする。(ただし定員満了の場合は利用不可)

第4条(保育利用中の事故防止、賠償等および責任、守秘義務、個人情報、その他等について)

共同利用の利用者に関する保育中の事故防止、賠償等および責任、守秘義務、個人情報、その他等については、企業主導型保育事業助成要領、企業主導型保育事業費補助金実施要綱及び児童福祉法等の関連法令により甲の責任において対処する。乙については一切の責任を問わないものとする。

上記のとおり企業主導型保育事業の共同利用に関する契約に合意したので、本証書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

締結日: 令和 年 月 日

(甲) 運営法人

住 所: 札幌市中央区南5条西1丁目1番12号 ヒカリビル8F

法人名: 株式会社 クライスト・アドヴァン

代表者: 代表取締役 堀 健一

Ⓜ

(乙) 共同利用契約人

住 所:

法人名:

代表者:

Ⓜ